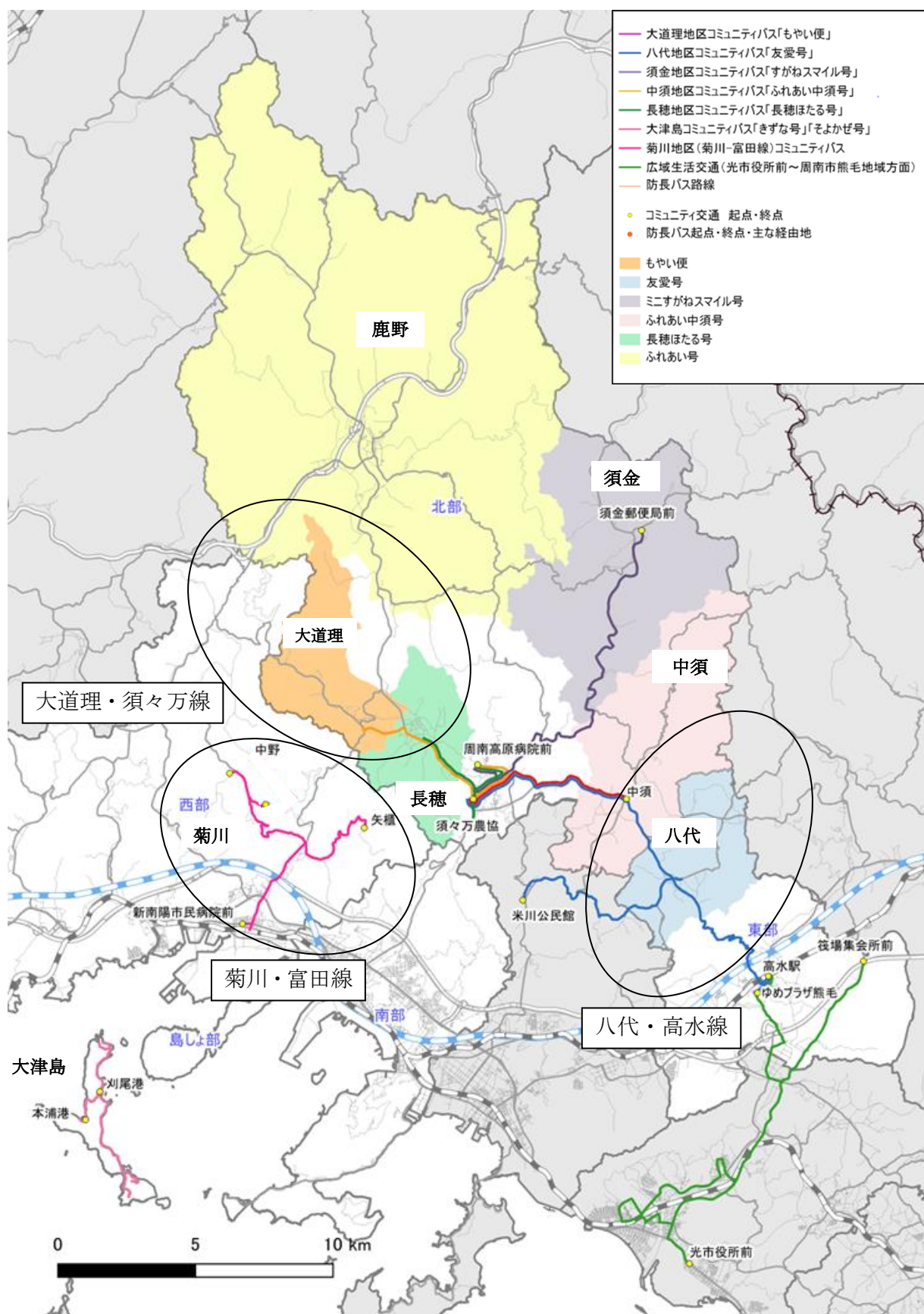


## 周南市のコミュニティ交通



## 【各地区運行概要】

### 鹿野地域等「ふれあい号」

運行開始：平成 19 年 10 月から ・ 見直し：令和 7 年 4 月から

- ・運 行 エリア：鹿野地区、大向地区の一部
- ・利 用 できる方：どなたでも
- ・利用料金(1 乗車)<sup>※1</sup>：500 円
- ・割 引 制 度<sup>※2</sup>：あり
- ・運 行 日：月～金曜日（祝日、12/29～1/3 は運休）
- ・予 約：要

### 大津島地区「そよかぜ号」、「きずな号」

運行開始（見直し）：平成 25 年 10 月から

- ・運 行 エリア：大津島島内
- ・利 用 できる方：大津島地区住民及びその親族、地区関係者
- ・利用料金(1 乗車)：無料
- ・運 行 日：毎日
- ・予 約：不要

### 大道理地区「もやい便」

運行開始：平成 27 年 10 月から

- ・運 行 エリア：大道理地区内、大道理地区～須々万地区
- ・利 用 できる方：どなたでも
- ・利用料金(1 乗車)<sup>※1</sup>：地区内 100 円、地区外 200 円
- ・割 引 制 度<sup>※2</sup>：あり
- ・運 行 日：月・水・金曜日（祝日、8/13～8/16、12/30～1/5 は運休）
- ・予 約：要

### 八代地区「友愛号」

運行開始：平成 29 年 10 月から

#### 【通常便】

| 運 行 エリア                  | 八代地区～高水地区                         | 八代地区～須々万地区                                   | 八代地区<br>～下松市米川公民館 |
|--------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------------|-------------------|
| 利 用 できる方                 | どなたでも                             |                                              |                   |
| 利用料金(1 乗車) <sup>※1</sup> | 300 円<br>※八代地区内、高水地区内<br>100 円    | 300 円<br>※八代地区内～西河内、<br>安国寺～ゆめプラザ熊毛<br>100 円 | 100 円             |
| 割 引 制 度 <sup>※2</sup>    | あり                                |                                              |                   |
| 運 行 日                    | 月～土曜日<br>(水曜のみ 5 便 (15:50 発便) なし) | 火・金曜日                                        | 月・水・木・土曜日         |
| 運 休 日                    | 祝日、12/29～1/3                      |                                              |                   |
| 予 約                      | 要 (地区内)                           |                                              | 要                 |

### 【水曜便】

- ・運 行 エリア : 八代地区内(自宅付近⇔熊北診療所・鶴いこいの里)
- ・利 用 できる方 : 八代地区住民
- ・利用料金(1乗車)<sup>※1</sup> : 100 円
- ・割 引 制 度<sup>※2</sup> : あり
- ・運 行 日 : 毎週水曜日 (祝日、12/29～1/3 は運休)
- ・予 約 : 要

### 須金地区「すがねスマイル」、「ミニすがねスマイル号」

運行開始 : 平成 31 年 4 月から

#### 【すがねスマイル号】

- ・運 行 エリア : 須金地区～須々万地区
- ・利 用 できる方 : どなたでも
- ・利用料金(1乗車)<sup>※1</sup> : 地区内 100 円、地区外 300 円
- ・割 引 制 度<sup>※2</sup> : あり
- ・運 行 日 : 月～金曜日 (祝日、8/13～8/15、1/1～1/3 は運休)
- ・予 約 : 不要

#### 【ミニすがねスマイル号】

- ・運 行 エリア : 須金地区内 (月・水・金)、須金地区～須々万地区 (土・日・祝)
- ・利 用 できる方 : どなたでも
- ・利用料金(1乗車)<sup>※1</sup> : 地区内 100 円、地区外 300 円
- ・割 引 制 度<sup>※2</sup> : あり
- ・運 行 日 : 月・水・木・金・土・日曜日、祝日 (8/13～8/15、1/1～1/3 は運休)  
※木曜日は、須金地区にお住まいの方のみが対象で、自宅付近⇔診療所間の利用
- ・予 約 : 要

### 中須地区「ふれあい中須号」

運行開始 : 令和 2 年 10 月から

- ・運 行 エリア : 中須地区内、中須地区～須々万地区
- ・利 用 できる方 : どなたでも
- ・利用料金(1乗車)<sup>※1</sup> : 地区内 100 円、地区外 200 円
- ・割 引 制 度<sup>※2</sup> : あり
- ・運 行 日 : 毎日運行
- ・予 約 : 要 (地区内)

### 長穂地区「長穂ほたる号」

運行開始 : 令和 3 年 4 月から

- ・運 行 エリア : 長穂地区内、長穂地区～須々万地区
- ・利 用 できる方 : どなたでも
- ・利用料金(1乗車)<sup>※1</sup> : 地区内 100 円、地区外 200 円
- ・割 引 制 度<sup>※2</sup> : あり
- ・運 行 日 : 火・水・金曜日 (祝日、8/13～8/16、12/30～1/5 は運休)
- ・予 約 : 要 (地区内運行、13 時以降便)

**広域生活交通（光市との共同運行）****運行開始：令和6年4月から**

- ・運 行 エリア：光市役所前～周南市熊毛地域【兼清・筏場・高水駅・兼清（岩狩経由）】
- ・利 用 できる方：どなたでも
- ・利用料金(1乗車)<sup>※1</sup>および<sup>※3</sup>
  - ：・①周南エリア、②周防エリア、③市役所前～島田駅エリアの各エリア内：200 円
  - ・①～②または②～③エリア間：400 円
  - ・①～③エリア間：600 円
- ・割 引 制 度<sup>※2</sup>：あり
- ・運 行 日：毎日
- ・予 約：不要

**菊川地区コミュニティバス****運行開始：令和7年4月から**

- ・運 行 エリア：四熊・川曲等から新南陽方面
- ・利 用 できる方：どなたでも
- ・利用料金(1乗車)<sup>※1</sup>：①四熊・川曲等から南野まで：100 円
  - ② ①を越える区間（南野バス停をまたぐ乗車）：300 円
- ・割 引 制 度<sup>※2</sup>：あり
- ・運 行 日：月～土曜日（日曜、祝日、振替休日、12/29～1/3 は運休）
- ・予 約：不要

※詳細は、公共交通対策課ホームページでも公開しております。

※1） 1歳以上小学生以下の者は半額。1歳未満の者は無料。

※2） 利用料金割引について

（周南市コミュニティバスの運行に関する条例施行規則第7条）

（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 条例別表第1に定める使用料の5割相当額又は条例別表第2に定める定期乗車券による使用料の2割相当額

（2）「療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）」の規定により療育手帳の交付を受けている者 条例別表第1に定める使用料の5割相当額又は条例別表第2に定める定期乗車券による使用料の2割相当額

（3）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 条例別表第1に定める使用料の5割相当額又は条例別表第2に定める定期乗車券による使用料の2割相当額

（4）第1種の身体障害者手帳及び障害等級1級の精神障害者保健福祉手帳並びに障害の程度Aの療育手帳の交付を受けている者の付添人 条例別表第1に定める使用料の5割相当額又は条例別表第2に定める定期乗車券による使用料の2割相当額

（5）その他市長が特に認めるとき その都度市長が定める額



令和 7 年 月 日

国土交通大臣 殿

|        |               |
|--------|---------------|
| 氏名又は名称 | 周南市地域公共交通会議   |
| 住 所    | 山口県周南市岐山通 1-1 |
| 代表者氏名  | 会長 行富 広康      |

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和7年 月 日  
(名称) 周南市地域公共交通会議

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

### (1) 市域全体の概況

本市は山口県の東南部に位置し、北に中国山地を背に、南に瀬戸内海を望む面積 656.29 km<sup>2</sup>の広大な市域を有する、人口約 13 万 7 千人の都市である。

JR徳山駅を中心に市街地が広がっており、鉄道・路線バス・航路・コミュニティ交通によって、市街地とその周辺部、中山間部、島しょ部を結ぶ公共交通網が形成されている。

鉄道については、JR山陽新幹線をはじめ、JR山陽本線、JR岩徳線が東西に走っており、防長交通株式会社が運行する市内の路線バスは、南部では網目状に、中山間部では主に国道や県道を運行し、市全域をほぼ網羅している。

また、離島航路として徳山～大津島航路が本市の第三セクターである大津島巡航株式会社によって運航されている。

### (2) 地域公共交通の課題・必要性等

本市の中山間部においては、鉄道がなく、自家用車を所有していない市民にとっては、バスが買い物や通院など日常生活になくてはならない交通手段である。

しかしながら、バス事業については、近年の人口減少・少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少を背景に構造的な運転士不足が深刻化しており、路線バスの減便や路線廃止といった影響として現れている。

こうした状況にあっても、さらに過疎化・高齢化が進行する中山間部において、スーパーや病院などの生活利便施設が多く立地している地域への移動手段を確保することは、地域の活力を維持していくために必要不可欠であり、既存バス路線の見直しと合わせた効率的で利便性の高い持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、地域公共交通確保維持事業に取り組む必要がある。

また、フィーダー系統と地域間幹線系統の接続によって、中山間部の市民も容易に中心市街地等へ移動することが可能となり、生活の質の向上や外出機会の創出に大きく寄与するものと考えられる。

### (3) 補助フィーダー系統対象地域について

#### 【大道理地区】(平成 27 年 10 月 運行開始、令和 2 年 10 月 区域運行に変更)

大道理地区においては、スーパーや病院などが立地する須々万地区へのバス路線がなく長年課題となっていた。

こうしたニーズに対応するため、市と地域が協働し、本系統の運行を実施するものである。

また、地区内移動について、ドアツードアでの送迎実施の声が地域の中で高まったため、これに応えるべく、令和 2 年 10 月より区域運行に変更した。

#### 【八代地区】(平成 29 年 10 月 運行開始)

従来、八代地区と高水駅、光市、下松市をつなぐ路線バスが運行していたが、便数が少なく、朝夕に偏った運行ダイヤのため、通院等で利用する際に、昼頃、八代地区へ帰る便がなかった。また地区内には、バス停から離れた集落が点在し、交通不便地域も多く見られた。こうした課題を解消するため、既存の路線バスに代わり、交通結節点や地域拠点までの運行を実施するものである。

#### 【菊川地区】(令和 7 年 4 月 運行開始)

菊川地区(中野方面)のバス路線が令和 5 年 3 月に、また同地区(奥四熊、川曲方面)のバス路線が令和 6 年 3 月末をもって廃止されたことを受け、地区との協議を踏まえ、住民の代替移動手段を確保するため交通結節点までの運行を実施するものである。(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日に実証運行実施)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (1) 事業の目標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>周南市地域公共交通計画本体の計画終期（令和8年3月末）の目標値、公共交通の利用者数691万人／年、市内の乗合バス事業の経常収支率54.6%、公共交通を維持するための行政負担額248百万円を達成するために継続的な改善を行うものとし、補助対象系統においては、以下の単年度目標を設定する。</p> <p>【大道理地区】※路線不定期運行（令和7年10月～令和8年9月までの目標）<br/>         利用者数を1,310人以上（直近年度の実績1,193人）とする。<br/>         収入を220,000円以上、国からの支出を1,269,000円以内、周南市からの支出を1,270,000円以内とする。<br/>         収支率を8.6%以上（直近年度の実績12.2%）とする。</p> <p>【八代地区】※路線定期運行（令和7年10月～令和8年9月までの目標）<br/>         利用者数を1,698人以上（直近年度の実績1,293人）とする。<br/>         収入を304,000円以上、国からの支出を3,362,000円以内、周南市からの支出を3,362,000円以内とする。<br/>         収支率を4.5%以上（直近年度の実績4.9%）とする。</p> <p>【菊川地区】※路線定期運行（令和7年10月～令和8年9月までの目標）<br/>         利用者数を2,800人以上（直近年度の実績なし）とする。<br/>         収入を840,000円以上、国からの支出を6,343,000円以内、周南市からの支出を6,343,000円以内とする。<br/>         収支率を6.6%以上（直近年度の実績なし）とする。</p> <p>（周南市地域公共交通計画【追補版】P56参照）</p> |
| (2) 事業の効果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>各地区の路線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。<br/>         また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現でき、さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・系統や便数、運行ダイヤの見直し（地区協議会、事業者、周南市）</li> <li>・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・配布（周南市）</li> <li>・定期利用者のための回数乗車券や定期乗車券の発行（周南市）</li> <li>・障がい者割引等の実施（周南市）</li> <li>・利用者等との協議会の開催（地区協議会・周南市）</li> <li>・利用者アンケート等の実施（地区協議会・周南市）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 「表1」を添付                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 運行経費から運賃収入と国庫補助金額を引いた額を周南市が負担する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行受託事業者（地元協議会）との意見交換会を実施し、地域のニーズの把握を行う。</li> <li>・市のホームページを更新し、運行ダイヤ等の周知を図る。</li> </ul> <p>（周南市地域公共交通計画 P59 参照）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| ※該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ※該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【地域間幹線系統のみ】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| ※該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

|                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】                                                                                                                        |
| 「表5」を添付。                                                                                                                                                        |
| 11. 車両の取得に係る目的・必要性<br>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】                                                                                              |
| ※該当なし                                                                                                                                                           |
| 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果<br>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】                                                                                           |
| (1) 事業の目標                                                                                                                                                       |
| ※該当なし                                                                                                                                                           |
| (2) 事業の効果                                                                                                                                                       |
| ※該当なし                                                                                                                                                           |
| 13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額<br>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】                                                          |
| ※該当なし                                                                                                                                                           |
| 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画<br>(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)<br>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】                                        |
| ※該当なし                                                                                                                                                           |
| 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】                                                                                                                 |
| ※該当なし                                                                                                                                                           |
| 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・必要性【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】                                                                                                             |
| (1) 事業の目標                                                                                                                                                       |
| ※該当なし                                                                                                                                                           |
| (2) 事業の効果                                                                                                                                                       |
| ※該当なし                                                                                                                                                           |
| 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額<br>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】                                                                                         |
| ※該当なし                                                                                                                                                           |
| 18. 協議会の開催状況と主な議論                                                                                                                                               |
| 平成28年5月17日 第1回 周南市地域公共交通会議開催<br>(1) 役員選出について<br>(2) 平成27年度周南市地域公共交通会議決算について<br>(3) 監査報告について<br>(4) 平成28年度実施事業及び周南市地域公共交通会議予算について<br>(5) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について |
| 平成28年8月23日 第2回 周南市地域公共交通会議開催<br>バスロケーションシステム社会実験事業に関する助成について                                                                                                    |
| 平成28年12月2日 第3回 周南市地域公共交通会議開催<br>(1) 路線バス再編の方向性について<br>(2) 周南市地域公共交通網形成計画の軽微な変更について                                                                              |
| 平成29年3月24日 第4回 周南市地域公共交通会議開催<br>(1) コミュニティ交通導入のガイドラインについて<br>(2) 須金地区乗合タクシー実証運行について<br>(3) 鹿野地区等乗合タクシー「ふれあい号」ダイヤ改正について                                          |
| 平成29年5月26日 第1回 周南市地域公共交通会議開催                                                                                                                                    |

- (1) 平成 28 年度周南市地域公共交通会議決算について
- (2) 平成 29 年度実施事業及び周南市地域公共交通会議予算について
- (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について

平成 29 年 8 月 22 日 第 2 回 周南市地域公共交通会議開催

- (1) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について
- (2) 自家用有償旅客運送の登録申請について
- (3) 防長バスの路線廃止について

平成 29 年 12 月 18 日 第 3 回 周南市地域公共交通会議開催

- (1) 周南市市街地循環バスの運行について
- (2) 平成 29 年度地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について

平成 30 年 5 月 18 日 第 1 回 周南市地域公共交通会議開催

- (1) 平成 29 年度周南市地域公共交通会議決算について
- (2) 平成 30 年度実施事業及び周南市地域公共交通会議予算について
- (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について
- (4) 市街地循環バス運行内容の変更について

平成 30 年 9 月 25 日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議①】

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）の策定について

平成 30 年 11 月 5 日 第 2 回 周南市地域公共交通会議開催

市街地循環線「ちょい乗り 100 円バス」の運行について

平成 30 年 12 月 26 日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議②】

平成 30 年度 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

平成 31 年 2 月 25 日 第 3 回 周南市地域公共交通会議開催

- (1) コミュニティ交通の見直し及び自家用有償旅客運送の変更登録の申請について
- (2) 徳山～須々万方面の路線見直しについて
- (3) 鹿野地域等乗合タクシーの割引運賃設定について

平成 31 年 2 月 28 日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議③】

地域内フィーダー系統確保維持計画の変更（大道理・須々万線の運行回数変更）について

令和元年 5 月 17 日 第 1 回 周南市地域公共交通会議開催

- (1) 平成 30 年度周南市地域公共交通会議決算について
- (2) 平成 31 年度実施事業及び周南市地域公共交通会議予算について
- (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について

令和元年 8 月 26 日 第 2 回 周南市地域公共交通会議開催

- (1) バス路線の見直しについて
- (2) 自家用有償旅客運送の変更登録の申請について
- (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
- (4) 市街地循環線「ちょい乗り 100 円バス」の運行内容の変更について

令和元年 12 月 24 日 第 3 回 周南市地域公共交通会議開催

- (1) 平成 30 年度地域公共交通バリア解消促進等事業に関する評価について
- (2) 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業に関する評価について
- (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について（八代・高水線の計画運行回数の変更）

令和 2 年 5 月 22 日 第 1 回 周南市地域公共交通会議開催

- (1) 平成31年度事業報告について
- (2) 平成31年度歳入歳出決算の監査報告について
- (3) 令和2年度事業計画（案）及び予算（案）について
- (4) 周南市後期地域公共交通網形成計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要領の策定について

令和2年7月22日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議①】

- (1) 地域内フィーダー系統確保維持計画について
- (2) 災害による自家用有償旅客運送に係る登録事項変更について

令和2年8月21日 第2回 周南市地域公共交通会議開催

- (1) 自家用有償旅客運送の更新登録について
- (2) 防長バス路線菅野線の廃止について
- (3) タクシーバス運賃助成制度実証実験について

令和2年11月19日 第3回 周南市地域公共交通会議開催

後期地域公共交通網形成計画について

令和2年12月28日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議②】

令和2年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について  
(地域公共交通調査事業、地域内フィーダー系統)

令和3年1月25日 第4回 周南市地域公共交通会議開催

周南市地域公共交通計画の素案について（意見聴取）

令和3年2月18日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議③】

自家用有償旅客運送の変更登録の申請について

令和3年3月25日 第5回 周南市地域公共交通会議開催

- (1) 周南市地域公共交通計画（素案）に対する意見の要旨と市の考え方について
- (2) 周南市地域公共交通会議規約改正について

令和3年5月21日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議①】

- (1) 令和2年度事業報告について
- (2) 令和2年度歳入歳出決算の監査報告について
- (3) 令和3年度事業計画（案）及び当初予算（案）について
- (4) 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

令和3年10月14日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議②】

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）案について

令和3年12月17日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議③】

令和3年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について（地域内フィーダー系統）

令和4年2月10日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議④】

自家用有償旅客運送の変更登録の申請について（八代地区内のバス停増設に伴うキロ程の延長及び八代・須々万線の運行開始）

令和4年3月23日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議⑤】

自家用有償旅客運送の変更登録の申請（工事に伴う路線変更）について

令和4年5月24日 第1回周南市地域公共交通会議開催

- (1) 令和3年度事業報告及び決算報告について
- (2) 令和3年度監査報告について
- (3) 役員選出について
- (4) 令和4年度事業計画（案）及び当初予算（案）について
- (5) 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
- (6) 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画変更届（案）について

令和4年8月30日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議①】

- (1) 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画変更届（案）について
- (2) 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画変更届について

令和4年12月12日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議②】

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）案について
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（バリアフリー化設備等整備事業）案について

令和5年2月16日 第2回周南市地域公共交通会議開催

- (1) バス路線の見直しについて
- (2) コミュニティバス（大道理・須々万線、八代・高水線）の運行内容の見直しについて
- (3) 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画変更届（案）について
- (4) 令和4年事業の進捗状況について 周南市公共交通情報誌発行事業、周南市公共交通マップ更新事業

令和5年5月16日 第1回周南市地域公共交通会議開催

- (1) 令和4年度事業報告及び決算報告について
- (2) 令和4年度監査報告について
- (3) 役員選出について
- (4) 令和5年度事業計画（案）及び当初予算（案）について
- (5) 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

令和5年8月31日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議①】

自家有償旅客運送の更新登録申請について

令和5年12月27日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議②】

地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に関する事業評価（案）について

令和6年2月19日 第2回周南市地域公共交通会議開催

- (1) 防長交通株式会社による光市役所前～兼清・筏場・高水駅・岩狩經由兼清線の廃止について
- (2) 周南近鉄タクシー株式会社による新規路線「広域生活交通路線（光市役所前～兼清・筏場・高水駅・岩狩經由兼清）」の新設について

令和6年5月23日 第1回周南市地域公共交通会議開催

- (1) 令和5年度事業報告及び決算報告について
- (2) 令和5年度監査報告について
- (3) 役員選出について
- (4) 令和6年度事業計画（案）及び当初予算（案）について
- (5) 周南市地域公共交通計画の追補について
- (6) 地域内フィーダー系統確保維持事業に係る認定申請（案）について

令和6年6月25日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議①】

地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）の認定申請（案）について



令和6年7月31日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議②】

生活交通確保維持改善計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）について

令和6年9月6日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議③】

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の計画変更届（案）について

令和6年9月20日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議④】

地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）の認定申請資料変更について

令和6年12月25日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議⑤】

地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に係る事業評価（案）について

令和7年2月17日 第2回周南市地域公共交通会議開催

- （1）自家用有償旅客運送の変更登録申請について
- （2）地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の認定申請資料の変更について

令和7年4月21日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議①】

令和7年度周南市地域公共交通会議における事業計画（案）及び当初予算（案）のうち、「周南市地域公共交通計画策定事業」について

令和7年5月20日 第1回周南市地域公共交通会議開催（予定）

- （1）令和6年度事業報告及び決算報告について
- （2）令和6年度監査報告について
- （3）役員選出について
- （4）令和7年度事業計画（案）及び当初予算（案）について
- （5）周南市地域公共交通計画の追補について
- （6）地域内フィーダー系統確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請（案）について
- （7）広域生活交通路線（光市役所前～兼清・筏場・高水駅・岩狩経由兼清）に使用する車両に係る移動円滑化基準の適用除外について

19. 利用者等の意見の反映状況

【大道理地区】

大道理をよくする会 互助部会（平成28年10月26日）

大道理もやい便の利用状況報告と意見交換を行った。新規利用者の勧誘やPR方法の検討など、より一層利用促進に努めていくこととなった。今後、スーパーや病院などの新しい乗降場所の設置を検討していくこととなった。

大道理をよくする会 互助部会（平成29年1月19日）

新しいリース車両への更新や防長バス（徳山駅～横川線）の路線廃止の影響について意見交換を行った。新しいリース車両については、早い時期での導入とブレーキ・アクセル踏み間違い防止装置の設置の要望があった。

路線廃止への対応については、当面、現状の大道理もやい便の運行を継続し、様子を見ることとなった。

大道理をよくする会 互助部会（平成29年11月14日）

運行業務委託料や「もやい便」の利用促進について意見交換を行った。また、大道理地区内へ来る移動販売への送迎について検討を行ったが、当面は現状の運行内容を継続することとなった。

大道理をよくする会 互助部会（平成30年11月30日）

割引運賃制度の導入や運行便数の変更、最近の利用者のニーズについて意見交換を行い、平成31年4月からの割引運賃の導入と利用者増加に伴う運行便数の拡大に向け、調整を図ることとなった。

大道理をよくする会 互助部会（令和元年12月13日）

新規店舗の開店や個人病院の開院などに伴い、運行ルートや乗降場所の見直しについて意見交換を行い、令和2年10月からの見直しに向け、引き続き調整を図ることとなった。

#### 大道理をよくする会 互助部会（令和3年12月14日）

大道理もやい便の利用状況報告と意見交換を行った。また、運転者講習受講希望があったため調整を図ることとなった。

#### 大道理をよくする会 互助部会（令和4年6月22日）

診療所開設時間の変更に伴い住民からの要望を受け、大道理もやい便の運行日に火曜日（大道理地区内のみ2便）を追加することについて意見交換を行い、令和4年8月1日の運行開始に向け調整を図ることとなった。

#### 大道理をよくする会 互助部会（令和5年1月31日）

大道理もやい便の利用状況報告と乗降場所の見直しについて意見交換を行った。

#### 大道理をよくする会 互助部会（令和5年9月1日）

大道理もやい便の利用状況報告とリース期間満了後の車両入れ替えについて意見交換を行った。

#### 大道理をよくする会 互助部会（令和7年3月11日）

大道理もやい便の利用状況報告と令和7年度からの運行（乗降場所を1箇所増設することなど）について意見交換を行った。

### 【八代地区】

#### 第6回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成28年6月20日）

これまでの経緯を一旦整理し、コミュニティバスの新しい運行内容と実証運行の実施について協議を行った。実証運行の時期や運行エリア、運行日、スクールバスの活用などに関する質疑・意見交換を行った。

今後、調整を図りながら実証運行の実施に向けて取り組んでいくことで合意した。

#### 第7回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成28年11月10日）

地区外への運行案と実証運行の実施について協議を行った。その中で運賃やコミュニティ交通の継続性、コミュニティ交通を導入している他地区の状況、実証運行の時期や期間などについて意見交換を行った。実証運行を経て本格運行へ移行するという方向性が示され、協議会として合意した。

#### 第8回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成29年2月2日）

運行時間の見直し、運賃や実証運行の概要などについて協議を行った。協議会委員からJRとの接続や運賃の多寡、実証運行の時期・期間などについて質疑があり、提案された運行案のとおり進めていくことで合意した。実証運行を行うにあたり、事前のPRや積極的な利用促進に努めていくこととなった。

#### 第9回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成29年6月21日）

協議会委員の交代があったことから、今まで経緯を説明したのち、コミュニティバス実証運行の概要について説明した。予約方法、チラシのデザイン、本格運行へ移行した場合の運賃や車両デザインなどについて質疑があり、7月から実証運行を行うことで合意した。また、コミュニティバスの愛称募集や今後のスケジュールについて説明したが、特段の質疑はなかった。

#### 第10回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成29年8月10日）

実証運行期間中の利用状況（7月分）について報告し、本格運行へ移行することについての採決を行い、全員賛成により本格運行への移行を決定した。

採決前、通学で利用する高校生への助成制度の検討や乗降場所、運行時間などについて質疑を行い、本格運行移行後も引き続き利用状況を見ながら検討を進めていくこととなった。

また、事前に募集していたコミュニティバスの愛称の決定、運行開始に伴う式典について意見交換を行った。

第 11 回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成 29 年 9 月 20 日）

実証運行期間中の利用状況について報告を行った。また、本格運行に向け、車両デザインやチラシの内容について説明し、「友愛号」の運行開始式の開催について協議を行った。

引き続き、利用状況を把握していくことと、今年度中の住民アンケートの実施を決定した。

第 12 回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成 30 年 3 月 13 日）

実証運行期間中の利用状況と 2 月に実施したアンケート調査の結果について報告を行った。また、利用促進に向けた意見交換を行い、チラシの見直しや通常便の地区内運行、運行ダイヤ、新しい乗降場所の設置など、今後、検討していくこととなった。

第 13 回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成 30 年 11 月 16 日）

7 月豪雨災害後の利用状況や 9 月に実施した「利用者聞き取り調査」の結果について、報告を行うとともに、通常便の運行ダイヤや運行ルールの見直し、木曜便の運行エリア指定の廃止について意見交換を行った。見直し内容について、利用者等からの意見聴取と運行事業者との調整を図るため、継続協議となった。

第 14 回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成 31 年 2 月 6 日）

利用者等からの意見聴取と運行事業者との調整を踏まえた前回協議の見直し内容について意見交換を行い、平成 31 年 4 月からの運用に向け調整を進めていくこととなった。

第 15 回 八代地区生活交通検討協議会開催（令和元年 7 月 24 日）

下松市米川地区のコミュニティバス導入に伴い大藤谷バス停での路線バスへの接続が出来なくなったため、八代地区「友愛号」の運行内容の見直しについて協議を行い、令和元年 10 月から米川公民館での下松市のコミュニティバスへの接続に向けて調整を進めていくこととなった。

第 16 回 八代地区生活交通検討協議会開催（令和 2 年 2 月 5 日）

「友愛号」、下松市コミュニティバス「米泉号」の利用者実績報告を行い、それを踏まえた「友愛号」ルートの見直しについて協議を行い、利用状況を把握するため、意見の集約方法を検討していくこととなった。

第 17 回 八代地区生活交通検討協議会開催（令和 2 年 11 月 6 日）

令和 2 年度の「友愛号」の利用者実績報告を行い、「友愛号」に関する地域住民の意見の集約方法について話し合い、アンケートにより意見集約することを決定した。

第 18 回 八代地区生活交通検討協議会開催（令和 3 年 3 月 17 日）

アンケート実施結果を報告し、それを踏まえた「友愛号」の運行内容の見直しについて意見交換を実施した。見直し内容について、運行事業者等との調整を図るため、継続協議となった。

第 19 回 八代地区生活交通検討協議会開催（令和 3 年 8 月 18 日）【文書協議】

利用者等からの意見聴取（前回アンケート結果含む）を踏まえ、八代地区内の乗降場所の新設及び八代須々万線の実証運行の概要について協議を行った。

第 20 回 八代地区生活交通検討協議会開催（令和 4 年 2 月 14 日）

八代須々万線の実証運行結果を報告し、本格運行計画案について協議を行った。また前回協議を踏まえ、八代地区内の乗降場所の新設について協議を行った。

第 21 回 八代地区生活交通検討協議会開催（令和 4 年 10 月 19 日）

「友愛号」の利用者実績報告と、住民からの要望を受け八代高水線に停留所を 1 箇所増設（中土井と西原上の停留所の間）することについて協議を行った。見直し内容について、県や警察との調整を図るため継続協議となった。

会長、副会長と協議し専決として承認（令和 4 年 12 月 14 日）

診療所開設時間の変更に伴い住民からの要望を受け、八代高水線の木曜日の 5 便を運休して八代地区内と

診療所・鶴いこいの里の間を運行する木曜便を水曜便に変更することについて意見交換を行い、令和5年4月からの運行開始に向け調整を図ることとなった。

また、継続審議の八代高水線の行き便に停留所を1箇所増設（中土井と西原上の停留所の間）について協議を行った。

#### 第22回 八代地区生活交通検討協議会開催（令和6年12月4日）

「友愛号」の利用者実績報告を行い、熊北診療所の診療開始時間などを考慮して、令和7年4月より「友愛号」の水曜便の開始時刻と便数を変更した。

また、①令和7年10月より、10人乗り車両から8人乗り車両へ変更すること、②ラッピングはフルラッピングではなく簡易ラッピングへ移行すること、③令和7年4月より、八代・高水線の時刻表のうち第6便を岩徳線の下線とともに乗り継ぎができる運行時刻に変更することについて協議を行った。

#### 【菊川地区】

##### 令和元年7月4日 菊川地区関連コミュニティ団体協議開催

防長バスより路線（四熊・矢櫃・中野）の見直しを複数年かけて行うことの意向を受け、代替移動手段検討について協議を行った。

##### 令和元年8月1日 菊川地区主要団体長協議開催

防長バスより路線（四熊・矢櫃・中野）を複数年かけて見直し行うことの意向を受け、代替移動手段検討に向けたアンケート等の実施について協議を行った。

##### 令和2年11月2日 菊川地区検討組織による協議開催。

##### 令和3年5月18日 生活環境部会開催

バス路線廃止に関する聞き取り等の状況報告。今後のバス路線の維持について協議を行った。  
高齢者バス・タクシー運賃助成制度についても説明。

##### 令和4年8月17日 生活環境部会・福祉部会開催

防長交通(株)の意向と他地区のコミュニティ交通の導入状況を説明し、代替移動手段検討について協議を行った。

##### 令和5年2月2日 生活環境部会・福祉部会開催

関係地区自治会会長に対する防長バスの路線（四熊～中野）廃止について説明。

##### 令和5年8月31日 生活環境部会・福祉部会開催

アンケート集計結果報告と今後の検討の進め方について協議を行った。

##### 令和5年9月26日 生活環境部会・福祉部会開催

各地区のコミュニティ交通の概要を踏まえ、今後の検討の進め方について協議を行った。

##### 令和5年9月28日 住民説明会開催

防長バスによる一部路線廃止（矢櫃・川曲方面）についての説明会と住民との意見交換会。

##### 令和5年9月29日 住民説明会開催

防長バスによる一部路線廃止（四熊方面）についての説明会と住民との意見交換会。

##### 令和5年11月9日 生活環境部会・福祉部会開催

令和5年9月28日、9月29日実施の防長バスの一部路線廃止についての説明会の報告と防長バス路線廃止地区（加見地区及び四熊地区）からの意見について菊川地区が望む交通の検討協議を行った。

##### 令和5年12月8日 役員会開催

実証運行内容について協議を行った。

令和6年6月4日 役員会開催

令和6年10月からの運行内容について協議①。

令和6年6月13日 生活環境部会・福祉部会開催

令和6年6月4日実施の役員会の内容を基に各部会委員と協議を行った。

令和6年6月20日 役員会開催

令和6年6月13日実施の生活環境部会・福祉部会の内容を踏まえ、令和6年10月からの実証運行内容について協議を行った。

令和6年8月20日 生活環境部会・福祉部会開催

令和6年10月からの実証運行内容と令和6年7月までの利用実績についての報告。

令和6年11月20日 生活環境部会・福祉部会開催

令和6年10月までの実証運行の利用実績について、住みよい菊川をつくる会に報告。令和7年4月1日からの本格運行内容についても協議を行った。

【その他】

アンケート調査の実施（平成29年度）

目的：利用状況やニーズなどを把握し、今後の運行内容の見直しに活用する

対象：八代地区、高水地区の479世帯

期間：平成30年2月1日～2月13日

方法：各戸配布と郵送回収

回収：174部（回収率36.3%）

アンケート調査の実施（令和2年度）

目的：利用状況やニーズなどを把握し、今後の運行内容の見直しに活用する

対象：八代地区の588人（配布数568部）

期間：令和3年1月15日～2月10日

方法：各戸配布と持参、郵送回収

回収：421部（回収率74.1%）

利用者聞き取り調査の実施

目的：利用者ニーズなどを把握し、今後の運行内容の見直しに活用する

対象：友愛号の利用者19人

期間：平成30年9月27日～10月3日

方法：※友愛号に同乗し、一人ひとり聞き取りを実施

アンケート調査の実施（令和5年度）

目的：利用状況やニーズなどを把握し、菊川地区におけるコミュニティバスの運行内容に活用する

対象：菊川地区の2,636世帯

期間：令和5年4月29日～令和5年6月2日

方法：各戸配布と持参、郵送回収

回収：1,874世帯（回収率71.1%）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 山口県周南市岐山通1丁目1番地

（所 属） 周南市役所 都市整備部 公共交通対策課

（氏 名） 林 達也・奥野 萌未

（電 話） 0834-22-8426

（e-mail） kotsu@city.shunan.lg.jp



# 運行系統概要一覧

# 令和8年度地域内ライダー系統確保維持計画

申請者名 周南市地域公共交通会議

| 申請番号 | 運行事業者 | 系統名      | 運行系統(区域) | 運行日                               | 運行回数／日              | 運行キロ程又はサービス提供時間      | ・結節点(バス停・駅・港等)<br>・地域間幹線バス系統については平日運行回数          | 運行態様 | 備考                                                                                    |
|------|-------|----------|----------|-----------------------------------|---------------------|----------------------|--------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 周南市   | 大道理・須々万線 | 大道理地区    | 月・水・金<br>(祝日、8/13～16、12/30～1/5運休) | 5回／日                | 1.83時間／日             | 補助対象地域間幹線系統<br>防長交通(株)(徳山駅前・コアブラザかの線・大道理バス停)     | 区域運行 | 予約のあった便、区間のみ運行                                                                        |
|      |       |          |          | 火<br>(祝日、8/13～16、12/30～1/5運休)     | 2回／日                | 0.66時間／日             |                                                  |      |                                                                                       |
| 2    | 周南市   | 八代・高水線   | 八代地区     | 月～土<br>(祝日、12/29～1/3運休)           | 3回／日<br>(水曜日2.5回／日) | 8.9km                | 補助対象地域間幹線系統<br>防長交通(株)(徳山駅前・ゆめブラザ熊毛線・ゆめブラザ熊毛バス停) | 路線定期 |                                                                                       |
|      |       |          |          |                                   |                     | 9.10時間／回<br>0.09時間／回 |                                                  | 区域運行 | 予約のあった便、区間のみ運行                                                                        |
| 3    | 周南市   | 菊川・富田線   | 菊川地区     | 月～土<br>(祝日、12/29～1/3運休)           | 平日：2.5回／日<br>土：2回／日 | ①20.9km<br>②20.1km   | 補助対象地域間幹線系統<br>防長交通(株)(徳山駅前・コアブラザかの線・南野バス停)      | 路線定期 | 運行キロ程について<br>①(平日)行き第2便、<br>帰り第1便<br>②(平日)行き第3便、<br>帰り第2便、第3便、<br>(土)行き・帰り第1便、<br>第2便 |
|      |       |          |          |                                   |                     | 9.2km                |                                                  | 路線定期 | (平日)行き第1便                                                                             |

※1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和8年度

| 市区町村名 | 運送予定者名 | 運行系統名等<br>(申請番号) | 運行系統       |            |             | 系統<br>キロ程                                                    | 計画<br>運行<br>日数 | 計画<br>運行<br>回数 | 利便増進<br>特例措置 | 運送継続<br>特例措置 | 地域内フィーダー系統の基準適合<br>(別表7・別表9・別表10) |                       |                                                           |                       |
|-------|--------|------------------|------------|------------|-------------|--------------------------------------------------------------|----------------|----------------|--------------|--------------|-----------------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------|
|       |        |                  | 起点         | 経由地        | 終点          |                                                              |                |                |              |              | 運行態様の別                            | 基準ハで該当する要件<br>(別表7・9) | 補助対象地域間幹線系統等と接続の確保                                        | 基準ホで該当する要件<br>(別表7のみ) |
| 周南市   | 周南市    | (1) 大道理・須々万線     | 大道理<br>地区内 | 大道理<br>地区内 | 須々万<br>地区内  | 往<br>km                                                      | 194日<br>188日   | 520回<br>473回   |              |              | 区域                                | ①                     | 補助対象地域間幹線系統<br>防長交通(株)(徳山駅前・コアプラザかの線：大道理バス停)接続に適したダイヤ設定   | ③                     |
|       |        |                  |            |            |             | 復<br>km                                                      |                |                |              |              |                                   |                       |                                                           |                       |
|       | 周南市    | (2) 八代・高水線       | 鶴いこいの里     |            | ゆめプラザ<br>熊毛 | 往 8.9km<br>復 8.9km                                           | 293日<br>291日   | 853.5回<br>849回 |              |              | 路線定期<br>区域                        | ①                     | 補助対象地域間幹線系統<br>防長交通(株)(徳山駅前・ゆめプラザ熊毛線：ゆめプラザ熊毛、)接続に適したダイヤ設定 | ③                     |
|       |        |                  |            |            |             | 往 (1) 20.9km<br>往 (2) 20.1km<br>復 (1) 20.9km<br>復 (2) 20.1km | 149日<br>291日   | 360回<br>702回   |              |              | 路線定期                              | ①                     | 補助対象地域間幹線系統<br>防長交通(株)(徳山駅前・コアプラザかの線：南野バス停)接続に適したダイヤ設定    | ①③                    |
|       | 周南市    | (3) 菊川・富田線       | 菊川地区内      | 菊川支所、新南陽駅前 | 新南陽市民病院     | 往 (1) 20.9km<br>往 (2) 20.1km<br>復 (1) 20.9km<br>復 (2) 20.1km |                | 62回<br>120回    |              |              |                                   |                       |                                                           |                       |

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

|       |     |
|-------|-----|
| 市区町村名 | 周南市 |
|-------|-----|

(単位:人)

|          | 人 口   |
|----------|-------|
| 人口集中地区以外 | 51565 |
| 交通不便地域等  | 182   |

## 交通不便地域等の内訳

| 人 口 | 対象地区 | 根拠法                 |
|-----|------|---------------------|
| 182 | 大津島  | 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域 |
|     |      |                     |
|     |      |                     |
|     |      |                     |

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

| 計画名         | 策定年月日     | 特例適用開始年度 |
|-------------|-----------|----------|
| 周南市地域公共交通計画 | 令和3年3月31日 |          |
|             |           |          |

## (1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

## (2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)



## 周南市コミュニティバス(大道理一須々万線)運行計画

### 1. 目的

一人暮らし高齢者やマイカーを自由に利用できない人の日常生活（通院、買い物等）における移動手段の確保及び、地域内に存在する一定の需要が見込めるものの既存のバス路線から離れた不便地域への移動手段の確保することを目的とする。

### 2. 事業主体及び運行主体

周南市（交通空白地有償運送）

### 3. 運行期間

運行開始：平成27年10月1日～

### 4. 対象者及び対象エリア

（1）対象者：どなたでも

（2）対象エリア

- ・大道理地区内
- ・大道理地区～須々万地区

### 5. 運行形態

区域運行

### 6. 運行内容

（1）運行日：月・火・水・金

（祝日、8/13～8/16、年末年始12/30～1/5は運休）

（2）便数：月・水・金 5便／日  
火 2便／日

（3）運行時間

（月・水・金）

第1便 8：30～ 9：30

第2便 9：30～10：30

第3便 10：30～12：00

第4便 13：00～15：00

第5便 15：00～17：00

（火）

第1便 9：45～10：30

第2便 10：30～11：30

（4）利用料金

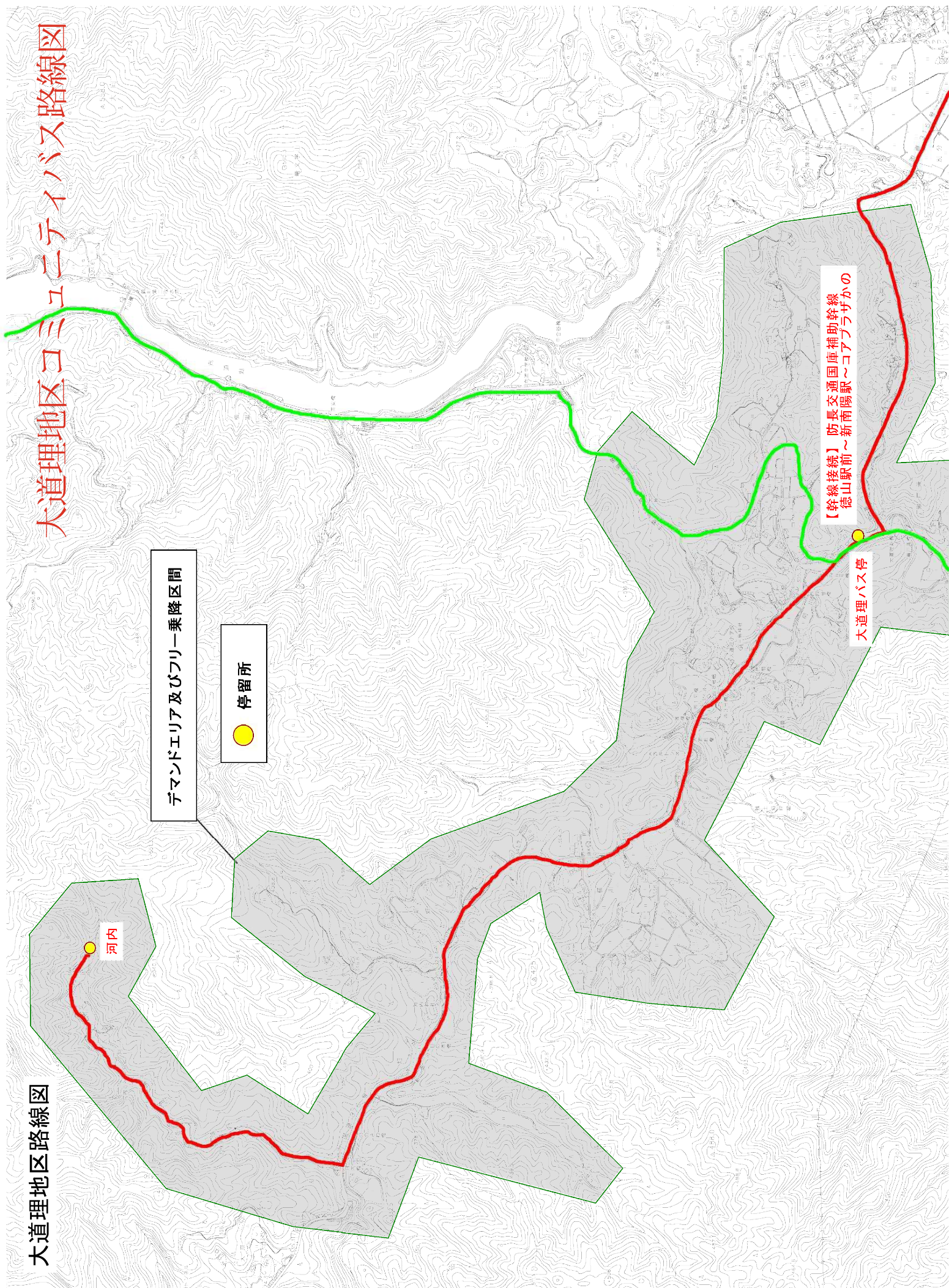
地区内：100円（1乗車）

地区外（大道理⇄須々万）：200円（1乗車）

（5）割引制度：回数乗車券、小児割引、障がい者割引

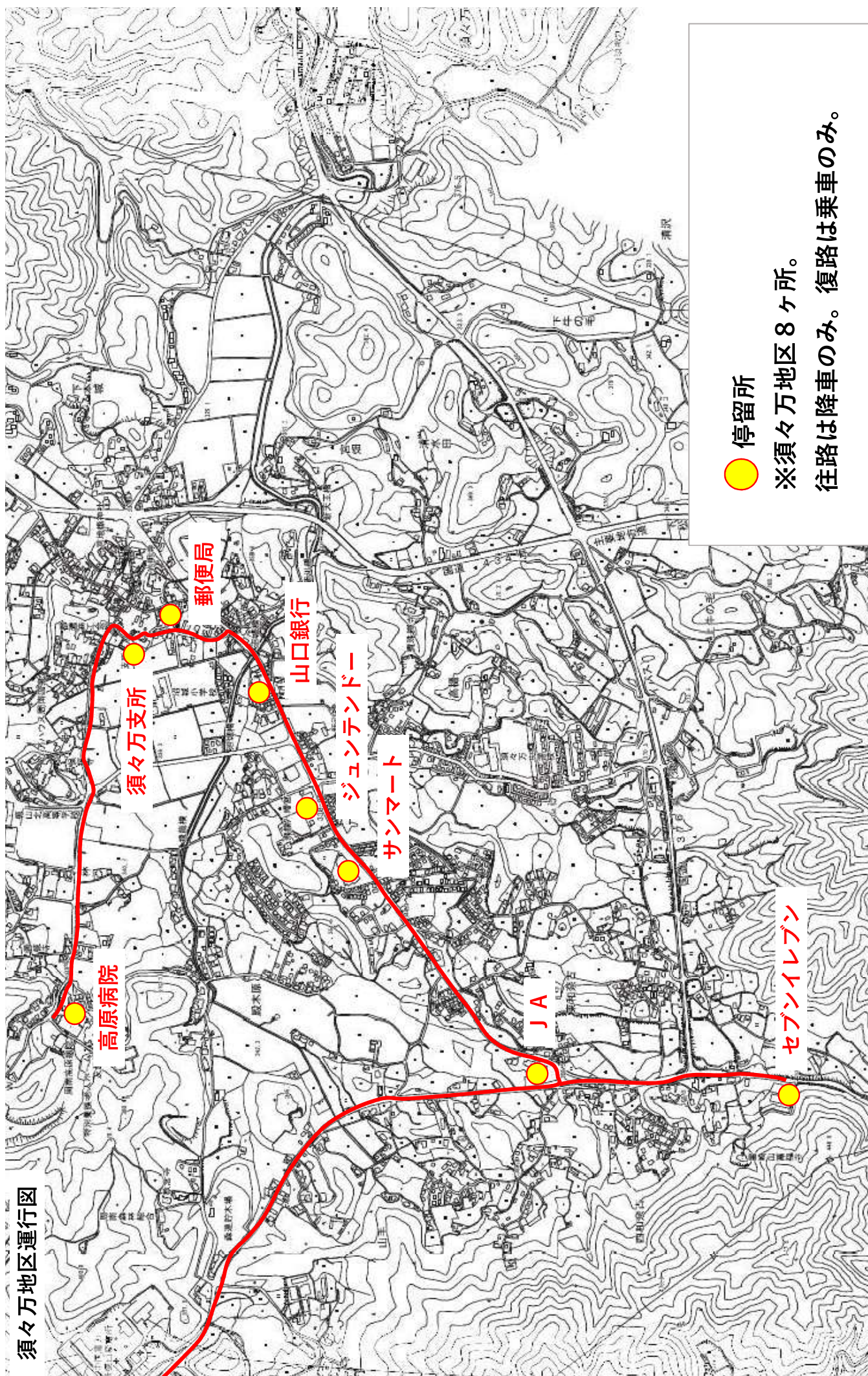
### 7. 運行車両

普通乗用車（5人乗り）：1台





# 須々万地区運行図



● 停留所

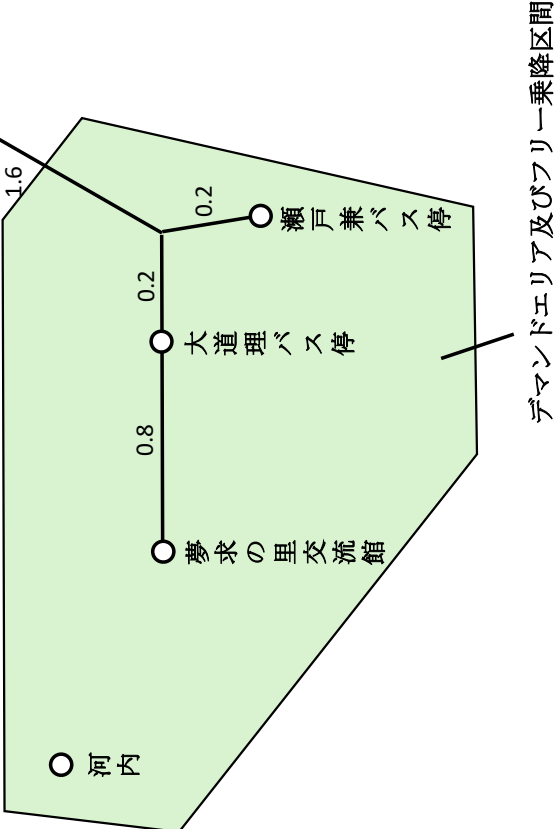
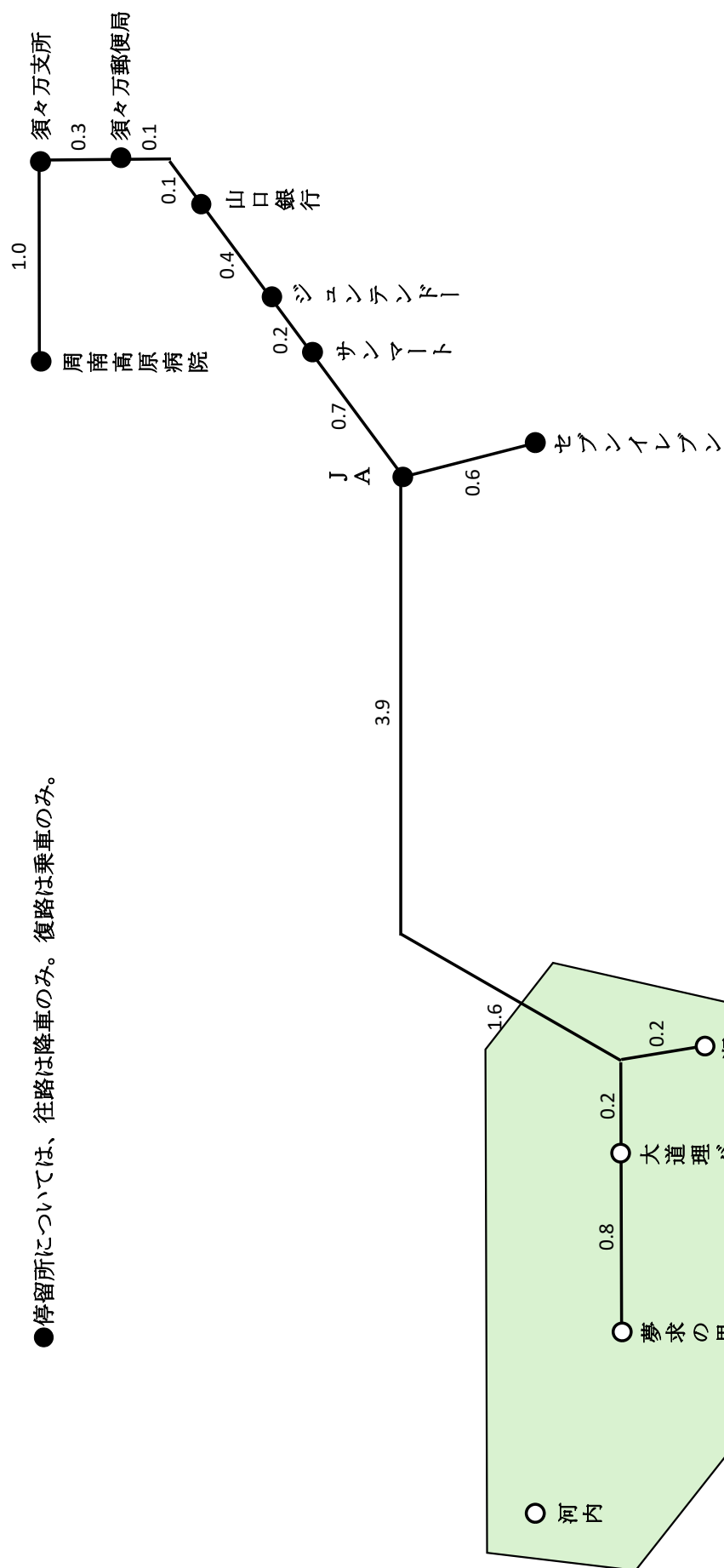
※須々万地区8ヶ所。

往路は降車のみ。復路は乗車のみ。



大道理地区コミュニティバス「もやい便」運行経路図

●停留所については、往路は降車のみ。復路は乗車のみ。



(参考)各根拠資料

| 補助<br>ブロック<br>名 | 市区町村名 | 申請<br>番号 | 運行<br>系統名        | 運行系統 |           |    | 運行日   | R8<br>最大計画<br>運行回数<br>い | R8<br>最大計画<br>運行回数<br>ろ | R6<br>運行割合<br>(実績)<br>は | R8<br>計画運行<br>割合<br>に | R8<br>計画運行<br>回数<br>ろ×に=ほ | R8計画運行回数の算定方法<br>(R6の実績を踏まえて算出) |
|-----------------|-------|----------|------------------|------|-----------|----|-------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------|---------------------------|---------------------------------|
|                 |       |          |                  | 起点   | 主な<br>経由地 | 終点 |       |                         |                         |                         |                       |                           |                                 |
| 山陽              | 周南市   | 1        | 大道理・<br>須々万<br>線 |      | 大道理地区     |    | 月・水・金 | 140 日                   | 700 回                   | 63.74%                  | 64%                   | 448 回                     |                                 |
|                 |       |          |                  |      |           |    | 火     | 48 日                    | 96 回                    | 27.00%                  | 27%                   | 25 回                      |                                 |
|                 |       |          |                  |      |           |    | 合計    |                         |                         |                         |                       |                           |                                 |

◆サービス提供時間積算(月・水・金曜日)

- 運行時間 60分  
1便=15分、1日=4便  
※443回÷140日=3.16便⇒4便(小数点以下切り上げ)
- 回送時間 20分  
車庫⇒行き1便到着地=10分、最終便到着地⇒車庫=10分
- 待機時間 30分  
待機時間1回10分想定、待機回数3回

合計110分÷60分=1.83時間

◆サービス提供時間積算(火曜日)

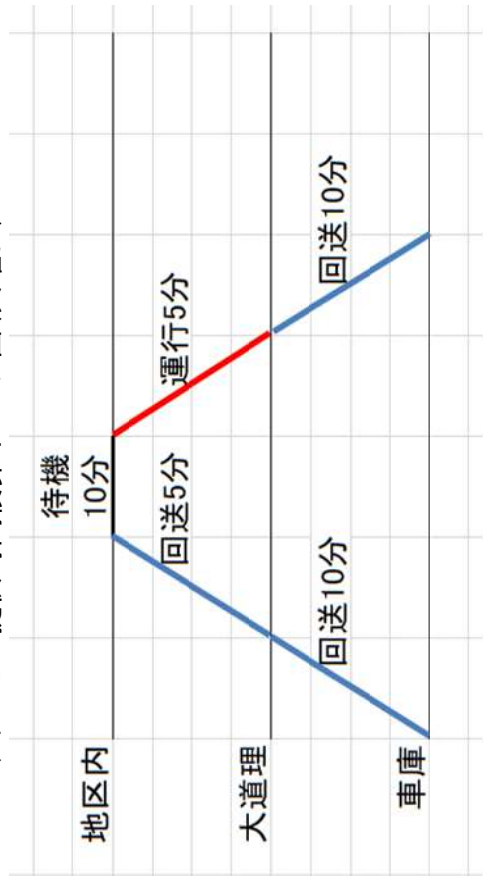
- 運行時間 5分  
1便=5分、1日=1便  
※27回÷48日=0.56便⇒1便(小数点以下切り上げ)
- 回送時間 25分  
車庫⇒1便到着地=15分、2便到着地⇒車庫=10分
- 待機時間 10分  
待機時間1回=10分想定、待機回数=1回

合計40÷60分=0.66時間

◆サービス提供時間積算イメージ図(月・水・金曜日)



◆サービス提供時間積算イメージ図(火曜日)



【大道理】運行日数・運行回数

|    |     |
|----|-----|
| 日数 | 365 |
|----|-----|

【運休日】

|          |    |                        |
|----------|----|------------------------|
| 盆休み、年末年始 | 11 | ①(8/13～8/16、12/30～1/5) |
| 祝日、振替    | 16 | ②(1/1、1/2除く)           |
| 土        | 50 | ①、②除く                  |
| 日        | 50 | ①、②除く                  |
| 木        | 50 |                        |

【運行日】

|          |     |    |
|----------|-----|----|
| 月        | 43  | 5便 |
| 水        | 48  | 5便 |
| 金        | 49  | 5便 |
| 最大計画運行日数 | 140 |    |

|          |     |
|----------|-----|
| 最大計画運行回数 | 700 |
|----------|-----|

|          |    |    |
|----------|----|----|
| 火        | 48 | 2便 |
| 最大計画運行日数 | 48 |    |

|          |    |
|----------|----|
| 最大計画運行回数 | 96 |
|----------|----|

|            |     |
|------------|-----|
| 合計最大計画運行日数 | 188 |
|------------|-----|

|            |     |
|------------|-----|
| 合計最大計画運行回数 | 796 |
|------------|-----|

## 周南市コミュニティバス(八代ー高水線)運行計画

### 1. 目的

過疎化・高齢化が進展する中山間地域における高齢者をはじめとした交通弱者の移動手段の継続的な確保と利便性・効率性の高い公共交通網を構築することを目的とする。

### 2. 事業主体及び運行主体

周南市（交通空白地有償運送）

### 3. 運行期間

運行開始：平成29年10月1日～

### 4. 対象者及び対象エリア

(1) 対象者：どなたでも

(2) 対象エリア

・八代地区内

・八代地区～J R高水駅～ゆめプラザ熊毛

### 5. 運行形態

・八代地区内：区域運行

・八代地区～J R高水駅～ゆめプラザ熊毛：路線定期運行

### 6. 運行内容

(1) 運行日：月～土曜日（祝日、12/29～1/3は運休）

(2) 便数：6便／日

(3) 運行時間

#### ①区域運行（八代地区）

|    |        |       |    |        |       |
|----|--------|-------|----|--------|-------|
| 1便 | 6:30～  | 6:59  | 4便 | 10:50～ | 11:40 |
| 2便 | 8:00～  | 8:39  | 5便 | 16:10～ | 16:40 |
| 3便 | 10:50～ | 11:39 | 6便 | 18:35～ | 19:00 |

#### ②路線定期運行

|    |        |       |    |        |       |
|----|--------|-------|----|--------|-------|
| 1便 | 6:59～  | 7:20  | 4便 | 10:30～ | 10:50 |
| 2便 | 8:39～  | 9:00  | 5便 | 15:50～ | 16:10 |
| 3便 | 11:39～ | 12:00 | 6便 | 18:15～ | 18:35 |

#### ③エリア予約運行（毎週水曜日午後）

|    |        |       |
|----|--------|-------|
| 1便 | 13:00～ | 13:30 |
| 2便 | 14:00～ | 14:30 |
| 3便 | 14:30～ | 15:00 |
| 4便 | 15:00～ | 15:30 |

※水曜日については、路線定期運行及び区域運行（八代地区）の5便を運休



(4) 利用料金

八代地区内：100円（1乗車）

八代地区外（八代地区⇔高水地区）：300円（1乗車）

(5) 割引制度：回数乗車券、小児割引、障がい者割引

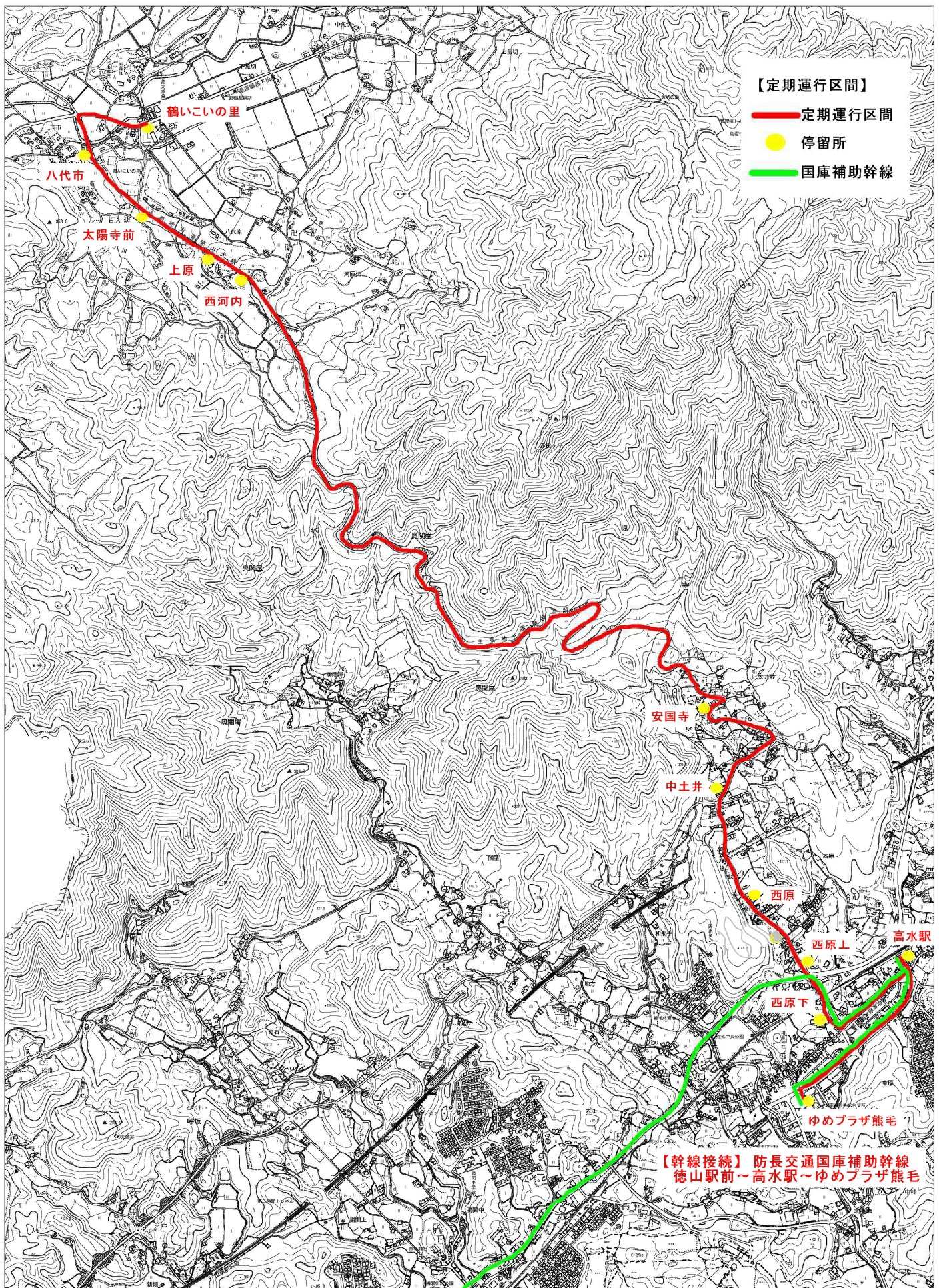
7. 運行車両

普通乗用車（~~10~~8人乗り）：1台

普通乗用車（5人乗り）：1台



# 八代地区路線図(路線定期運行)



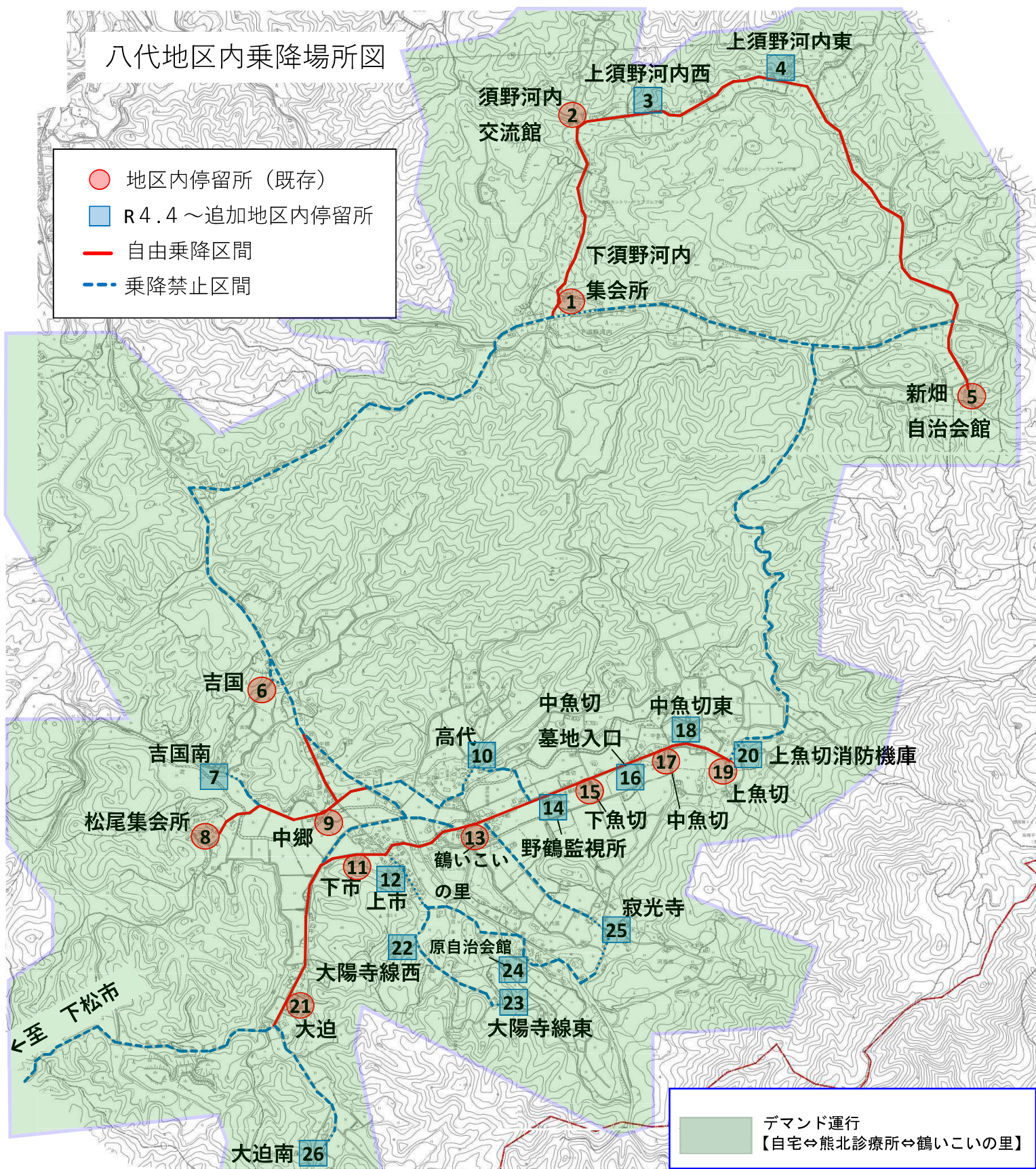
1:15000



## 区域運行（八代地区～高水地区、八代地区～須々万地区）

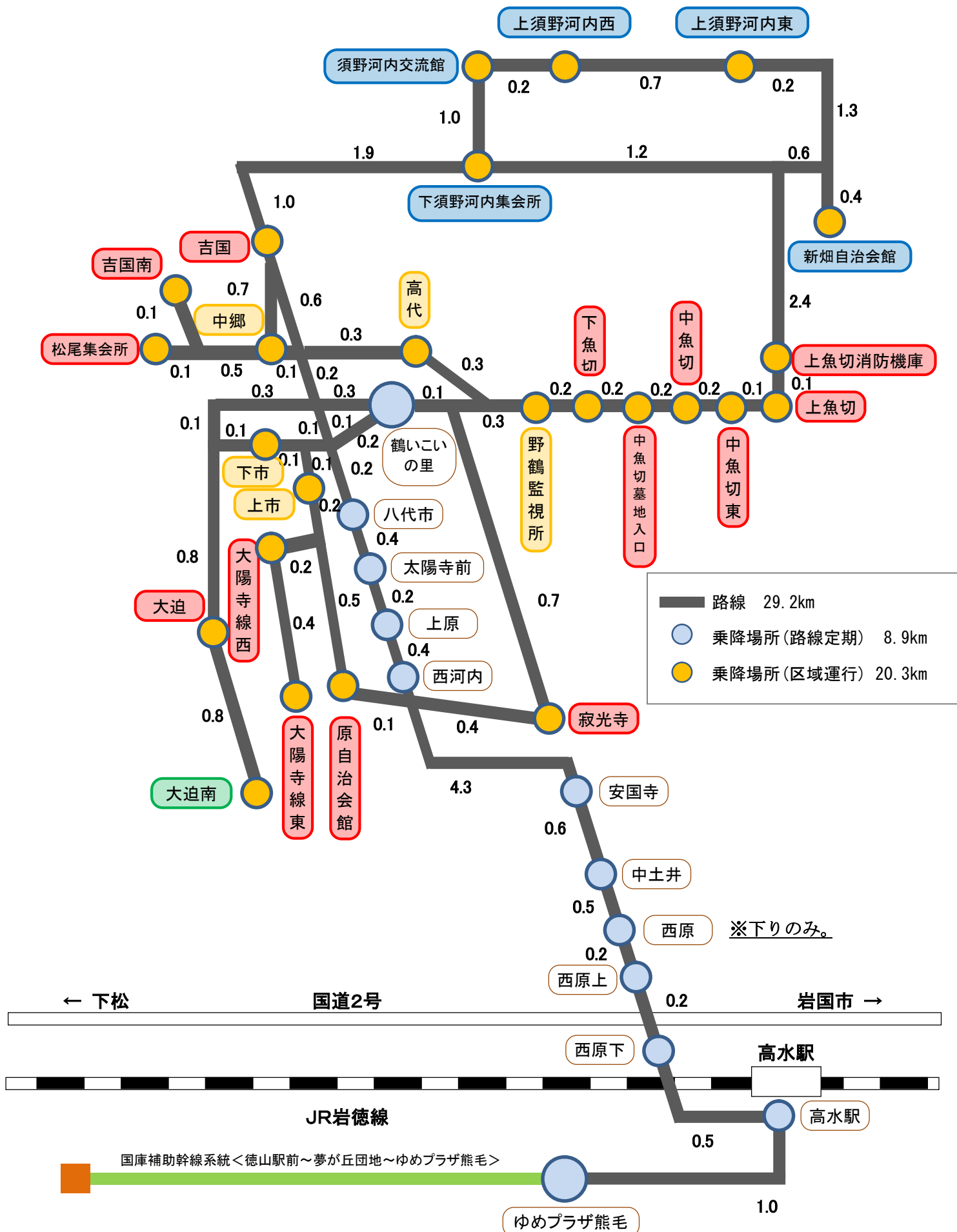
八代地区内乗降場所図

- 地区内停留所（既存）
- R4.4～追加地区内停留所
- 自由乗降区間
- - 乗降禁止区間





# 八代地区コミュニティバス運行キロ程、サービス提供時間算出根拠及び経路図



○運行時間は次のとおり想定。なお、複数利用者がいる場合は遠い方のエリアを採用。

- ・10分エリア（①上須野河内西、②上須野河内東、③新畑、④下須野河内、⑤須野河内）
- ・4分エリア（①大迫南）
- ・2分エリア（①上魚切消防機庫、②上魚切、③中魚切東、④中魚切、⑤中魚切墓地入口、⑥吉国、⑦吉国南、⑧松尾、⑨大迫、⑩大陽寺線西、⑪大陽寺線東、⑫原自治会館、⑬寂光寺）
- ・1分エリア（①高代、②下魚切、③野鶴監視所、④上市、⑤下市、⑥中郷）

○回送時間は1便と2便、6便のみで、実際に要した時間。

（始発便は車庫からの出庫時間を、最終便は車庫までの入庫時間を、それぞれ回送時間として追加する）

【1便あたりのサービス提供時間】

※令和6年度実績をもとに算出

- ・サービス提供時間 81.3 時間
- ・時間運行回数 854 回（運行回数 851 + 計画運休 3 回）

⇒1便あたりのサービス提供時間は、 $81.3 \div 854 = 0.09$  時間（小数点第三位切り捨て）



【八代】運行日数・運行回数

|    |     |
|----|-----|
| 日数 | 365 |
|----|-----|

【運休日】

|       |    |              |
|-------|----|--------------|
| 年末年始  | 6  | ①(12/29～1/3) |
| 祝日、振替 | 16 | ②(1/1、1/2除く) |
| 日曜日   | 52 | ①、②除く        |

【運行日】

|          |     |    |
|----------|-----|----|
| 月曜日      | 43  | 3便 |
| 火曜日      | 48  | 3便 |
| 木曜日      | 51  | 3便 |
| 金曜日      | 50  | 3便 |
| 土曜日      | 51  | 3便 |
| 最大計画運行日数 | 243 |    |

|          |     |
|----------|-----|
| 最大計画運行回数 | 729 |
|----------|-----|

|          |    |      |
|----------|----|------|
| 水曜日      | 48 | 2.5便 |
| 最大計画運行日数 | 48 |      |

|          |     |
|----------|-----|
| 最大計画運行回数 | 120 |
|----------|-----|

|            |     |
|------------|-----|
| 合計最大計画運行日数 | 291 |
|------------|-----|

|            |     |
|------------|-----|
| 合計最大計画運行回数 | 849 |
|------------|-----|

## 周南市コミュニティバス(菊川ー富田線)運行計画

### 1. 目的

過疎化・高齢化が進展する地域における高齢者をはじめとした交通弱者の移動手段の継続的な確保と利便性・効率性の高い公共交通網を構築することを目的とする。

### 2. 事業主体及び運行主体

周南市（交通空白地有償運送）

### 3. 運行期間

運行開始：令和7年4月1日～

### 4. 対象者及び対象エリア

（1）対象者：どなたでも

（2）対象エリア：菊川地区（向山・奥四熊・矢櫃）～新南陽駅前、新南陽市民病院

### 5. 運行形態

路線定期運行

### 6. 運行内容

（1）運行日：月～土曜日（日祝日、12/29～1/3は運休）

（2）便数：月～金 6便／日

土 4便／日

（3）運行時間

（月～金）※行き第1便は、向山および矢櫃～菊川中前、菊川支所での停車なし

※行き第2便及び帰り第1便以外は新南陽市民病院での発着なし

【行き】

第1便 7：03～ 7：30

第2便 8：30～ 9：32

第3便 13：00～13：55

【帰り】

第1便 10：50～11：52

第2便 15：10～16：05

第3便 17：40～18：35

（土） ※菊川支所、新南陽市民病院での発着なし

【行き】

第1便 8：30～ 9：25

第2便 12：00～12：55

【帰り】

第1便 10：30～11：25

第2便 14：00～14：55

（4）利用料金：① 向山～奥四熊～矢櫃～南野：100円（1乗車）

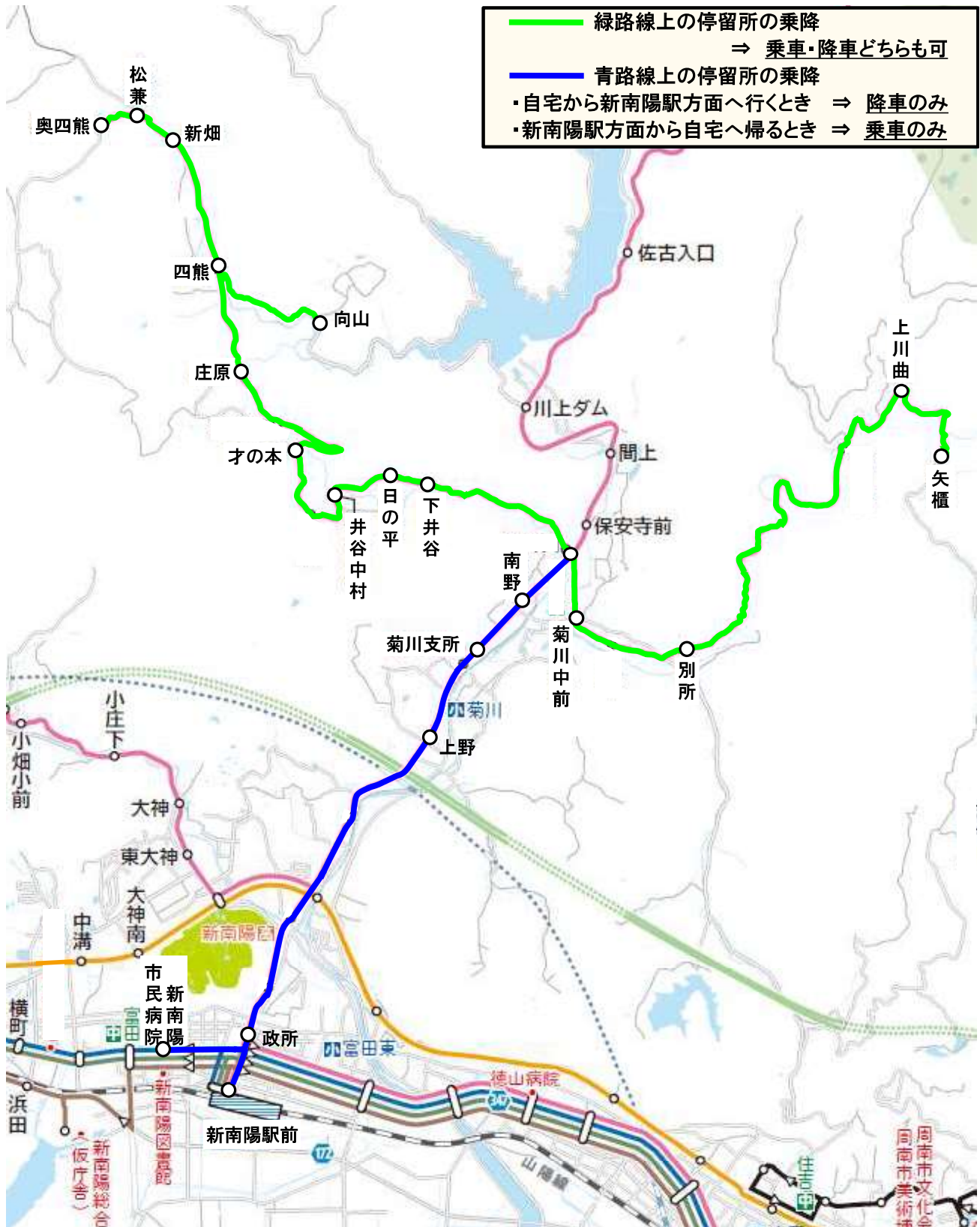
② ①を越える区間（南野バス停をまたぐ乗車）：300円（1乗車）

（5）割引制度：回数乗車券、小児割引、障がい者割引

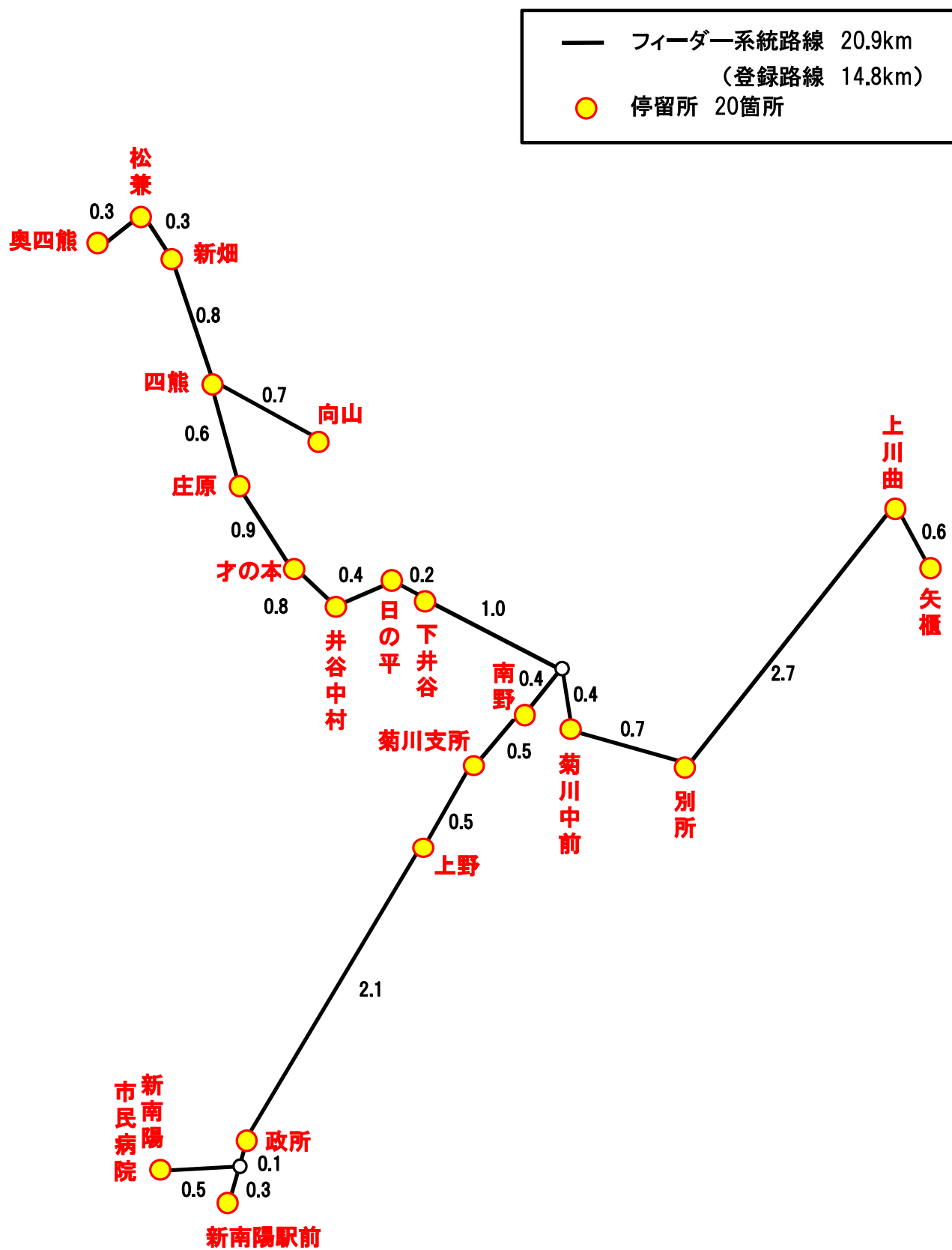
### 7. 運行車両

普通乗用車（8人乗り）：1台

## 菊川地区(奥四熊・中野・矢櫃)コミュニティバス 路線図



# 菊川地区(四熊・川曲等)コミュニティバス運行経路図





【菊川】運行日数・運行回数

|    |     |
|----|-----|
| 日数 | 365 |
|----|-----|

【運休日】

|       |    |              |
|-------|----|--------------|
| 年末年始  | 6  | ①(12/29～1/3) |
| 祝日、振替 | 16 | ②(1/1、1/2除く) |
| 日曜日   | 52 | ①、②除く        |

【運行日】

|          |     |              |
|----------|-----|--------------|
| 月曜日      | 43  | 2.5便<br>0.5便 |
| 火曜日      | 48  | 2.5便<br>0.5便 |
| 水曜日      | 48  | 2.5便<br>0.5便 |
| 木曜日      | 51  | 2.5便<br>0.5便 |
| 金曜日      | 50  | 2.5便<br>0.5便 |
| 最大計画運行日数 | 240 |              |

|               |     |
|---------------|-----|
| 最大計画運行回数(月～金) | 720 |
|---------------|-----|

|          |    |    |
|----------|----|----|
| 土曜日      | 51 | 2便 |
| 最大計画運行日数 | 51 |    |

|             |     |
|-------------|-----|
| 最大計画運行回数(土) | 102 |
|-------------|-----|

|            |     |
|------------|-----|
| 合計最大計画運行日数 | 291 |
|------------|-----|

|            |     |
|------------|-----|
| 合計最大計画運行回数 | 822 |
|------------|-----|

(内訳)

※2.5便の最大計画運行回数

600

※2便の最大計画運行回数

102

※0.5便の最大計画運行回数

120